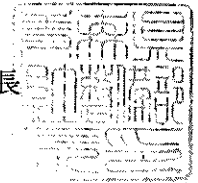


青 監 第 1 2 5 号
平成 2 9 年 5 月 1 9 日

一般社団法人青森県建設業協会 会長 殿

青森県県土整備部長



建設工事及び建設関連業務の最低制限価格及び
低入札価格調査基準価格の引上げについて

本県の建設業行政については、平素から御協力をいただきまして誠にありがとうございます。
県では、建設工事及び建設関連業務の発注に当たり、公正な競争と適正な価格での契約を推進する
ため、平成 2 9 年 6 月 1 日から下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴会会員の建設業者及び
建設関連業者に対して周知を図っていただくようお願いいたします。

(6 月 1 日以後の入札公告又は指名通知の案件に適用します。)

1 建設工事に係る入札における最低制限価格の引上げについて

適正な価格での契約を推進するため、建設工事に係る最低制限価格の設定基準については、
以下のとおりとします。

(対 象)

設計額 5 千万円未満の建設工事

(改正後の算定方法)

最低制限価格は、次に掲げる額の合計額に消費税 (8%) を加算した額とします。ただし、
下限は設計額の 80% です。

- (1) 直接工事費の 97% の額
- (2) 共通仮設費の 90% の額
- (3) 現場管理費の 90% の額
- (4) 下表の区分に応じた一般管理費の額

請負工事設計額		一般管理費 の割合
土木一式工事及び 建築一式工事の場合	土木・建築一式以外の 建設工事の場合	
4,500 万円以上 (特 A 級工事相当)	1,500 万円以上 (A 級工事相当)	55%
1,000 万円以上 4,500 万円未満 (A 級工事相当)	300 万円以上 1,500 万円未満 (B 級工事相当)	60%
1,000 万円未満 (B 級工事相当)	300 万円未満 (C 級工事相当)	65%

2 建設工事に係る入札における低入札価格調査基準価格の引上げについて

適正な価格での契約を推進するため、建設工事に係る低入札価格調査基準価格の設定基準に
ついては、以下のとおりとします。

(対 象)

設計額 5 千万円以上の建設工事

(改正後の算定方法)

低入札価格調査基準価格は、次に掲げる額の合計額に消費税 (8%) を加算した額とします。
ただし、下限は設計額の 80% です。

- (1) 直接工事費の 97% の額
- (2) 共通仮設費の 90% の額
- (3) 現場管理費の 90% の額
- (4) 一般管理費の 55% の額

3 建設関連業務に係る最低制限価格の引上げについて

適正な価格での契約を推進するため、建設関連業務に係る最低制限価格の設定基準について、下表のとおり設定基準を引き上げます。

(対象)

総合評価指名競争入札を除く競争入札の建設関連業務

(改正後の算定方法)

最低制限価格は、業務ごとに次に掲げる額の合計額に消費税(8%)を加算した額とします。ただし、上限は設計額の80%、下限は設計額の60%です。

業種区分	①	②	③	④
土木関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の48%の額
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の48%の額	—
建築関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の60%の額	諸経費の60%の額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の90%の額	解析等調査業務費の80%の額	諸経費の45%の額
補償関係 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の45%の額

4 建設関連業務に係る低入札価格調査基準価格の引上げについて

適正な価格での契約を推進するため、建設関連業務に係る低入札価格調査基準価格の設定基準について、下表のとおり設定基準を引き上げます。

(対象)

総合評価指名競争入札の方法により締結しようとする土木関係建設コンサルタント業務

(改正後の算定方法)

低入札価格調査基準価格は、次に掲げる額の合計額に消費税(8%)を加算した額とします。ただし、上限は設計額の80%、下限は設計額の60%です。

業種区分	①	②	③	④
土木関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の48%の額